

マリンピア沖洲C F S 管理棟使用に関する取扱要領

1 趣旨

この要領は、マリンピア沖洲C F S 管理棟（以下「本施設」という。）の使用について定めることを目的とする。

2 使用目的

本施設の使用目的は、事務所又は休憩所とする。ただし、その他の用途について、県が特別に認めたものについては、その限りでない。

3 使用申請

（１）使用申請は、使用開始日の３ヶ月前から（３ヶ月前が休日の場合は次の平日）東部県土整備局徳島庁舎港湾管理担当にて受け付けるものとし、所定の申請書（事務所で配布又は県のホームページに添付）により申し込むこと。ただし、公益性その他の事情により県が特別の理由があると認めるときはこの期間以外でも受け付ける場合がある。

（２）使用申請は、先に提出した申請者を優先する。

4 使用料

１日あたり５２円／㎡とする。（電気代は別途、実費徴収）

5 使用料の支払い

使用料の支払いは徳島県証紙または納付書によることとする。納付書による支払いの場合、許可証に同封の納付書により、納期限までに納付書裏面記載の金融機関にて納付すること。

6 使用料の還付

既納の使用料については、天災その他不可抗力により使用不能になった場合等を除き、還付しない。

7 使用条件等

（１）騒音、振動等、他の利用者の妨げとならないよう注意すること。

（２）ごみの収集は行っていないため、発生したごみの処分については各自で処理すること。

（３）部屋は現状での引き渡しとする。必要に応じて事前に協議の上、内装等を改修することができる。なお、その場合の費用は使用者の負担とする。

（４）使用者は、本施設の使用を終えたときは、使用箇所の清掃等を行い、施設を原形に回復すること。ただし、改修を行った部分については協議すること。原形回復が認められない場合は、別途必要費用を請求することがある。また、使用者の責めに帰すべき事由により施設を破損した場合は、その損害を賠償すること。

（５）盗難、火災その他の事故により、使用者又は持込品等に損害が生じた場合は、使用者が全ての責任を負うこととする。

（６）その他使用にあたっては、港湾法、徳島県港湾施設管理条例等関係法令及び許可条件等その他各種法令を遵守すること。

（お申し込み・お問い合わせ先）

〒770-0865

徳島市南末広町 6-36（３階）

東部県土整備局 徳島庁舎 港湾管理担当

T E L 0 8 8 - 6 5 3 - 8 8 9 2

F A X 0 8 8 - 6 2 3 - 4 0 3 6